

平成 3 2 年度以降の税率改定について

1 赤字削減・解消計画について

前回の協議会にて、赤字削減・解消計画について、平成 2 9 年度の計画上対象赤字額が確定していない状況の中で、2 つの計画案をお示しし、ご協議いただきました。その後、県より平成 2 9 年度の計画上対象赤字額が示され、その結果、次の表のとおり平成 2 8 年度の計画上対象赤字額については、平成 2 9 年度の計画上対象赤字額が黒字、また平成 3 0 年度の税率改定による効果額により赤字が解消され、平成 2 9 年度の計画上対象赤字額も発生しない状況となりました。よって、今年度末に県へ提出する赤字削減・解消計画書については、別添のとおり赤字がない旨の計画書を提出します。

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算補填目的による赤字額	611,295 千円	590,573 千円	—
単年度黒字額 (単年度収支額・精算額)	▲354,877 千円	▲789,589 千円	税率改定効果額
計画上対象赤字額 (解消すべき赤字額)	256,418 千円	▲199,016 千円	▲203,000 千円
累計赤字額	256,418 千円	57,402 千円	▲145,598 千円

表内の額の表示：赤字額は無印・黒字額は▲表示

※赤字が生じた年度の翌々年度の当初予算において赤字の解消が見込めない場合には、赤字を削減・解消するための計画書を作成し県へ提出する。

なお、平成 2 8 ・ 2 9 年度の累計赤字額については、国が示す算定方法により、各年度に納付等をした後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金の翌々年度精算による追加交付金等を加えて計画上対象とすべき赤字額を算定しています。

平成 3 0 年度以降の決算において、再び赤字が発生し翌々年度の予算において赤字を削減・解消ができない場合は、赤字削減・解消計画書を策定しなければならないため、当協議会で協議して行くことになります。

2 国保税の不足額について

(1) 平成30年度の税率改定後の国保税本算定の賦課総額と、この本算定の税率を標準保険税率に置き換えた場合の賦課総額との比較による国保税の不足額は、次のとおり増加する結果となりました。

① 平成30年度の標準保険税率に置き換えた場合の不足額

約1億7,500万円

② 県より平成31年度の標準保険税率が示されました。平成31年度の標準保険税率に置き換えた場合の不足額

約3億527万円

①平成30年度 標準保険税率 での不足額	②平成31年度 標準保険税率 での不足額	増 加 額
1億7,500万円	3億 527万円	1億3,027万円

(2) 平成31年度当初予算案において、財源不足を補うため財政調整基金繰入金3億7,500万円を繰り入れています。

[参考] 国民健康保険財政調整基金の推移

	H30.4 基金設置	H30.10 積み増し	H31.3 決算見込	H31 当初予算
積立額 ・取崩額	3億2,380万円	1億5,850万円	20万円	▲3億7,500万円
残 高	3億2,380万円	4億8,230万円	4億8,250万円	1億 750万円

以上、2点の状況及び平成30年度の決算を踏まえながら、平成32年度以降の税率改定については、平成31年度に当協議会で協議していただきます。